

平成25年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成25年6月27日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 報告第9号 一般財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第6 報告第10号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第7 報告第11号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第8 報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第9 議案第45号 本巢市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 日程第10 議案第46号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）
- 日程第13 発議第4号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 発議第5号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 発議第6号 慢性疲労症候群（CFS）患者の支援を求める意見書について
- 日程第16 発議第7号 敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	青木 一也
教育長	白木 裕治	総務部長	川村 登志幸
企画部長	石川 博紀	市民環境部長	山田 敏晴
健康福祉部長	林 正男	産業建設部長	大熊 秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口 義明	上下水道部長	杉山 敏郎
教育委員会 事務局長	高橋 卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬 敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤 正和	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	山本 憲		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 舩渡洋子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会からの報告をお願いいたします。

総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、総務企画委員会から諸般の報告をいたします。

6月24日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、総務部長、企画部長、会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についての審査を行った後、議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部に属する予算について協議を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

その後、同補正予算のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

委員からの合併10周年カウントダウンボード及び10周年記念式典の内容についての質問に対して、執行部から、本庁舎、真正分庁舎、根尾分庁舎、モレラ岐阜総合案内所の計4カ所にボードを設置し、合併10周年記念日の200日前に当たる7月16日にはモレラ岐阜にて除幕式を行う予定である。また、合併記念日には式典を行い、平成26年度にもイベントを実施する予定であり、市民からのイベント企画案も募集したいとの説明がありました。

次に、マスコットキャラクターの利用状況についての質問に対しては、3月以降17回の利用があり、自治会等からの利用申し込みもあることから、追加で1体製作する旨の説明がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第43号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、総務企画委員会に付託されておりました議案第43号の本巢市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員から、今回の改正により、ふるさと寄附金に適用される個人住民税所得割額の1割を限度とする特別控除額に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算する措置が創設されるが、本巢市への影響はどの程度か。また、ふるさと寄附金の現状はどうかとの質問に対して、執行部より、平成24年度に175名であったふるさと寄附金控除対象者が25年度は13名となり、対象者が大幅に変動していることから影響額についての推計はしておりませんが、平成24年度の寄附金額は1,036万2,000円で、市民税の控除額は253万5,000円でありましたとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第44号(質疑・討論・採決)

議長(後藤壽太郎君)

日程第4、議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 黒田君。

3番(黒田芳弘君)

1点質問いたします。

風疹ワクチン予防接種についてでございますが、あらましについては先日御説明を受けたわけですが、県内の他の自治体ですとか、全国的な動きについて少し教えていただけますか。

議長(後藤壽太郎君)

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長(林 正男君)

今の御質問でございますが、もう一度申しわけございません。

3番(黒田芳弘君)

県内の他の自治体とか、全国的なこれに対する動向について少し説明願います。

議長(後藤壽太郎君)

林正男君。

健康福祉部長(林 正男君)

今、県内の状況でございますが、ことしの4月から非常に風疹がふえてきまして、岐阜県としまして、こういった補助金を同じように6月の議会で計上されて、こんなところの対処ということで取り組んできた。その背景には、全国的にも大変ふえてきておるといような状況の中で、今回のような状態になったわけでございます。

[挙手する者あり]

議長(後藤壽太郎君)

黒田君。

3番(黒田芳弘君)

聞きたいのは、本市が今回上程したような施策を他の自治体、全国的にも推進するような傾向にあるのかどうかということなんです。

議長(後藤壽太郎君)

健康福祉部長。

健康福祉部長(林 正男君)

全国的にも岐阜県以外にも今回のようなこういう措置をとっているところがあるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私もこれについて少し調べたんですが、風疹の累積患者数の推移を見てみますと、平成24年度、昨年は全国で2,392人、それが平成25年、これは6月9日までの結果でございますが1万102人と、こういうような大幅な伸びを示しております。

また、それに伴う4月からの動向を見てみますと、4月は約9万回の接種回数であったと。それが5月には32万回、さらに6月以降も月35万回ぐらいで推移をしていくんじゃないかというような予想があるわけでありまして、そこで問題になるのがワクチンの不足の部分ですね。例えば本市も当然このような状況であるんで、こういったことをやっていくのは当然のことかと思うんですが、そうしますとワクチンがないものに対して、その心配ですね。確実にもうワクチンはないですね。輸入の承認には数年、外国にもあるんですが、それを輸入するにはいろんな法改正とかそういう部分で数年かかると言われておりまして、たとえこれをやっても本市の接種を受けたい人にワクチンが接種されないというようなことを心配しているわけでありまして、その点については対応といたしますか、どのような考えを持っておられるのか、説明をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（林 正男君）

今の御質問で、非常にワクチンが少ないということで、これは全国的にどこでも言えることなんですが、私どものほうも今一応準備の段階としまして、当然もとず医師会のほうとの契約を行いまして実施をするわけでございまして、ワクチンが非常に少ない中で、医療機関が何とか確保していただけるように努力をしてもらおうように今お願いをして調整をしております。

議長（後藤壽太郎君）

次、ほかに。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

私も1点お伺いしますが、民生費の国庫補助金でセーフティーネット支援対策事業補助金があります。その説明を聞きますと、8月からの生活扶助基準額の改正による生活保護システム改修に対する補助金というふうになっています。8月からの生活扶助基準額の改正ということになりますと、恐らくきのう閉会しました国会に提出された生活保護改正を指している、その内容に基づいているんだろうというふうに思いますが、その確認と、それと今回廃案になったわけでありましてけれども、

こうしたまだ法律が通ってないものを、通ったという前提で予算化をするということについてはいかがなものかというふうに考えますが、この内容とあわせて今のお聞きした点についての御説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、今年度の当初のときは大体8月の開始という想定のもとに法改正をされるというようなことございまして、これにつきましては国からの指示によるものでございまして、今回予算計上させていただいたものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回の廃案になった生活保護の改正につきましては、不正受給対策という名目のもとに基準額の引き下げや、あるいは大きな社会問題にもなっていました水際作戦を合法化するようなやり方ではないかということで批判も多くありました。

そうした問題について、まだ法律が成立していない段階でこうした予算を、国の指示と言いながらも予算を組むということについてはやはり問題があるのではないかと。これに限らず、国がみずからの都合でいろんなやり方を地方に押しつけてくる、こういった一つの例だというふうに思わざるを得ません。職員給与の問題等についても同じようなことが言えるわけでありましてけれども、そこで市長に一言お伺いしますが、こうした国のやり方について、市長として、あるいは市長会等としてどのように考えておられるのか、あるいはどのように対応されているのか、ぜひお伺いしたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今のセーフティーネットの補助金の話でございますけど、生活保護費の支給どうのという話は国の法律で決まっているものでもございまして、今回法改正がなされるということを前提で、国の要請によって今回予算等で組ませていただいておりますけれども、基本的には我々は国からの一方的などうのこうのではなくて、これはやはり国家全体で考えている生活保護の問題でございますので、これをもって地方へ押しつけているとかいう、そんなふうには私どもは捉えておりません。これはそういうことがあったときにスムーズに移行できるように、逆にこういうことをしなければ事務の不整合というんですか、不手際になるということもございまして、これはやはり国の御指導もいただきながら、そして国全体で考える問題でありますので、今回の事業ということで想定させていただいております。これをもって国から一方的に言われているというふう

に私は捉えておりません。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回の補正予算で、風疹ワクチンに対する県の補助残について全額市で持つというような積極面はありますけれども、今お伺いしました生活保護にかかわる問題につきまして、市長の答弁ももらいましたけれども、もともと今回法律も通ってないのにこういった予算を組まざるを得ないというのは、勝手に8月実施という前提があったからなんですね。これが例えばもっと先であれば、本当に法律が通って確定してから予算を組んでも間に合う、そういったやり方をするのが本来の筋だと思うんです。そういった点から見れば、やっぱり国のやり方は非常に強引なやり方をしているし、それを地方に押しつけてきているというふうに言わざるを得ません。そういったやり方を行政の立場からどこまで拒否できるかというのは非常に難しい部分はあるとは思いますが、先ほどもちょっと申し上げた職員給与、そのほか地方分権と言いながらいろんな形で国の考えを押しつけてくる、そういったやり方の一つだというふうには私は判断せざるを得ないというふうに思っておりますので、この補正予算については反対せざるを得ないというのが率直なところであります。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありましたが、賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西君。

16番（大西徳三郎君）

この補正予算については反対する理由が私にはありませんので、賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第5 報告第9号から日程第8 報告第12号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、報告第9号 一般財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類についてから、日程第8、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第9号 一般財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第10号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第11号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告4件につきましては、いずれも地方自治法の規定によるものでございますので、一括して報告させていただきます。

報告4件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成24年度事業報告及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、報告第9号から報告第12号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、報告第9号 一般財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページ中段にかけて法人の概況が記載されており、設立年月日、寄附行為に定める目的及び事業内容等については、ごらんいただいたとおりとなっております。

2ページ下段から7ページ中段にかけて事業の実施状況が記載されており、平成24年度から本巢市観光協会との共催により、古田織部の命日に先立ち織部顕彰茶会を開催し、好評を得ました。その他、織部展示館や、そば打ち、絵つけ体験教室の利用状況、野菜栽培講習会の開催状況、食材供給施設の利用状況、秋の感謝祭の開催状況などが記載されておりますが、いずれも前期に比べ利用者や収入額とも減少傾向でございました。

7ページ下段から10ページ上段にかけて、役員会の開催状況が記載されておまして、理事

長互選の件、一般財団法人への移行の件で理事会で2回、評議委員会で1回多く開催しております。

10ページ中段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。平成24年度の枠内をごらんください。

前期繰越収支差額858万3,000円に当期収支差額マイナス401万円を加えまして、次期繰越収支差額は457万3,000円となっております。

資産合計は1億4,592万9,000円となっております。負債合計3,088万7,000円を差し引きまして、正味財産は1億1,504万2,000円となっております。

11ページから16ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告書となっております。特段補足することはありませんが、利用者の減により収入が減少し、正味財産期末現在高が減少しております。

17ページからは平成25年度の事業計画並びに収支予算書でありまして、各種団体と連携し、地域の産業振興を図りながら、都市と山村との交流の促進、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献していくという事業実施方針により、予算総額1億2,677万9,000円により事業を行うこととなっております。

以上、財団法人織部の里もとすの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページの上段にかけて財団の概要を記載しており、設立年月日、寄附行為に定める目的及び事業内容等についてはごらんいただいたとおりとなっております。

2ページ中段から5ページ上段にかけて、誘客対策の事業として実施した状況を記載しております。さまざまな取り組みの結果、利用者数につきましては、温泉館、陶芸工房は前年比減となりましたが、前年同期の対前年比の減少割合より減少幅を減らすことができ、ホテル館については、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の要因もあり、前年対比プラス315人の増となりました。

5ページ中段から7ページ上段にかけて、役員会の開催状況を記載しております。

7ページ中段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移についてであります。平成24年度の欄の前期繰越収支差額マイナス1,016万5,000円に当期収支差額マイナス334万7,000円を加えまして、次期繰越収支差額はマイナス1,351万2,000円となっております。

資産合計につきましては6,218万8,000円となっております。負債合計は5,007万6,000円を差し引きまして、正味財産の期末残高は1,211万2,000円となり、前年比139万7,000円の減額となっております。

8ページから12ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に関する注記、監査報告書となっております。

13ページからは、平成25年度の事業計画並びに収支予算書となっております。

さらなる快適性やサービスの維持向上を図るため、積極的な改善に取り組むとともに、地域資源

を活用した企画イベントの開催など、効率的な施設の管理運営による収益改善を目指して、総額2億424万3,000円の予算とし、観光交流発展、地域経済の振興及び市民の健康増進、文化向上に寄与できるよう努力することとなっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

事業報告を1ページから5ページに記載しております。

まず1ページの事業の状況でございますが、24年度の年間延べ利用者数は1万5,630人、経常収益計4,855万9,379円となりました。これは震災から2年が経過し、経済状況も徐々に回復の兆しが見られ、レジャー等の余暇活動への関心が戻りつつある中で、天候にも恵まれ、キャンプ利用者が増加したことによるものでございます。これに対し、固定資産の減価償却分を含む正味財産合計額については、減価償却の増に伴い7,502万7,486円となっております。

2ページから5ページがイベント活動、広報、支援事業、講習会参加等の活動報告が記載されており、特にみんなの広場、屋根つき多目的施設の整備によりまして、市内外の小学校野外宿泊体験としての支援事業の利用が図られております。

6ページから8ページについては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が記載されております。

9ページは、月別の売り上げ及び利用者の状況が記載されております。

10ページから16ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告が記載されており、ごらんいただいたとおりとなっております。

13ページの正味財産増減計算書をごらんください。当期計上増減額はマイナス2万3,352円で、正味財産期首残高7,505万838円に加えますと、正味財産期末残高は7,502万7,486円となっております。

17ページからは平成25年度の事業計画並びに収支予算であります。

安全で快適となるよう施設の維持管理に努め、利用者サービスの向上を図り、利用者にとって魅力ある施設づくりにする方針として5,000万円の予算となっております。

以上、財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

最後に、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。

営業の経過及び成果ですが、消費者の買い控え、円高、デフレ、景気の悪化、雇用問題、年金問題、気象状況などにより厳しい状況において「手づくりで最高の特産品を、真心を込めたサービスでお客様に喜びと感動を与え続けます」というビジョンのもと、顧客満足の向上に努めました。

当期の業績につきましては、総売上高5,310万3,000円で、当期純損失は34万9,000円となっております。

ります。

2ページ中段から5ページは会社の概況、取締役及び監査役名、売り上げ分析が記載されております。

6ページは株主総会、取締役会の開催状況であります。

7ページから14ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、監査報告書となっております。

8ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は1,526万6,928円、負債合計は373万5,981円、純資産合計は1,153万947円でございます。

15ページ以降は平成25年度の事業計画並びに収支予算書であります。

16ページには特産品づくりを通して農林水産業の振興、商業及び観光産業の活性化、活力のあるまちづくりを推進し、お客様重点主義で顧客満足度100%を目標に掲げる事業指針及び経営指針による事業内容が記載されております。

19ページでは、今後の対策として特産品の研究開発商品化、労務管理による人材育成及び生産性の向上、新規顧客の開拓、新規商品の導入などの販売戦略、さらなるコストの削減に取り組む方針となっております。

21ページは収支予算書であります。収入支出それぞれ5,324万円となっております。

以上、株式会社うすずみ特産の補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第9号 一般財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第10号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第11号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第12号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第9 議案第45号から日程第11 議案第47号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第45号 本巢市職員の給与の臨時特例に関する条例についてから、日程第11、議案第47号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第45号 本巢市職員の給与の臨時特例に関する条例について、議案第46号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上の議案3件につきましては、い

ずれも国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、なお一層の歳出削減が不可欠であることから、職員、常勤の特別職職員及び教育長の人件費を削減するため、平成26年3月31日までの間、減額して支給する措置を講ずる必要があり、これらの条例を定めるものでございます。

この3議案それぞれ詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして適正な御議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第45号から議案第47号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、議案第45号 本巢市職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

追加議案の2ページ及び追加議案の概要の1ページをごらんいただきたいと思います。

最初に条例の趣旨でございますが、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性によりまして、なお一層の歳出削減が不可欠であるということや、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税減額を受け、地方交付税の影響額に見合う額で本巢市職員の給与を減額することといたしまして、ことし7月1日から平成26年3月31日までの間、9カ月間でございますけれども、職員給料を減額して支給する措置を講ずるものでございます。

内容につきましては、第2条第1項関係におきまして本巢市職員の給与に関する条例第3条に規定されました給料月額について、行政職給料表の6級・7級の管理職職員については2.0%の減額、3級から5級の主幹、課長補佐、係長相当職につきましては1.5%の減額、1級・2級の主任、主事の職員につきましては1.0%を減額するものでございます。

また、そのほか医療職給料表適用職員につきましても行政職給料表に準じた給料減額率とするものでございます。

次に、第2条第2項関係の退職者の給与、第3項関係の勤務しない場合の勤務1時間当たりの給与額、第4項関係の55歳に達した職員に対する給与の減額支給措置につきましては、減額後の給与額を用いて算定を行うものでございます。

次に、第3条関係の本巢市職員の育児休業等に関する条例の特例につきましては、部分休業している職員の取り扱いについて勤務1時間当たりの給与額を減額後の給与額を用いて算定するという内容でございます。

第4条関係の本巢市広域法人等への職員の派遣等に関する条例の特例につきましては、派遣職員への給与支給額を減額後の給与額を用いまして算定することの内容でございます。

施行期日につきましては、平成25年7月1日からとするものでございます。

次に、議案第46号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

追加議案の概要の3ページ、条例概要及び4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

す。

改正の趣旨でございますが、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性によりまして、一層の歳出削減が不可欠であるということから、本巣市常勤の特別職職員の給与を削減するため、平成26年3月31日まで9カ月間について、市長及び副市長の給与月額を減額して支給する措置を講ずるものでございます。

改正内容につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間でございますが、市長の給料月額を10%減額するとともに、副市長の給料月額を7%減額するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年7月1日からとするものでございます。

次に、議案第47号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

5ページの条例概要及び6ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、市長、副市長の給料月額の削減と同様に、平成26年3月31日までの9カ月間につきまして教育長の給料月額を減額して支給する措置を講ずるものでございます。

改正内容につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、教育長の給料月額を6%減額するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年7月1日からとするものでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第45号 本巣市職員の給与の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 高田君。

6番（高田文一君）

今るる提案説明をいただきましたが、私、今回国がこういう手法をとって発表した時点から、今回の国の給与削減の手法には大変理解ができておりませんでした。そういうことで、前回一般質問をさせていただいたところでございます。

特に一般質問の中で、岐阜県の市長会の決議が実は答弁をいただいたときにも全く同感、私もそ

う思っています。そう思いつつ、今回はそういうことで反対討論とさせていただきます。

その決議内容をもう一度答弁をお聞きしたことをまとめてみますと、国が地方に対し、地方公務員給与の減額措置を要請するとともに、地方交付税を削減するといったことは、これまで地方が取り組んできた国をはるかに上回る総人件費削減などの行財政改革を正当に評価することなく、またかつ地方の財政主権を侵害するに及んだことは地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底認められるものではないというふうにまとめられております。私も到底認められるものではないということをおもっておりますし、もう1点は、今回の給料削減の要請は景気回復を最優先課題とした国の政策に矛盾するという指摘をされております。地方の固有財産である地方交付税を一方向的にカットし、地方公務員の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する今回の措置は断固許されるものではないというふうに決議をされておりました。全く冒頭に申し上げましたように、私も同感でございますし、もう1点は、日々業務を情熱的に仕事をしてくださっている職員の皆さんの心境を強く思っているところでございます。

前回の答弁の中でも、人員削減につきましては本年の4月までに63人の削減をされたというふうに答弁をされています。ところが一方、国から、あるいは県から規制緩和がどんどん多くなってきているから、このことは職員の実務の増大に必ずつながっているというふうに私はおもっておりますし、そしてその職務がふえているにもかかわらず削減をしてきた。これは今の職員の皆さんの御熱意と、それから最近では市民の皆さんへの行政サービスも非常に多様化してきます。多様化していることは小まめに仕事を進めていかなきゃいけないという責任感を非常にお持ちになっていて仕事をされていると思っております。

先日、新聞の隅っこに非常に気になる記事がございましたが、岐阜地域の町役場や市の職員の20人の方に給料削減の感想を聞いてみた。1つは、やむを得ないという方が8人いらっしゃった。それはやり過ぎだという方が7人いらっしゃった。どちらでもないという方は5人もある。たまたま20人の方かもしれませんが、私は市の職員の皆さんもこの3つのお考えを持っておられるんじゃないか。割合はわかりませんが、そういう気持ちが現在の心境ではないかというふうに思っております。ですから、一般質問しましたけれども、そういうことが士気というかなめが崩れはしないかという心配もでございます。なぜならばいつもおっしゃっておりますのが、最近の行政は非常に市民サービスをしなきゃいけないのは当然でございますけれども、多種多様になっていることについて小まめに即答していかなきゃいけない。バランスストップ行政とか言いますが、そういうことが非常に求められている昨今でございます。ですが、職員が一丸となつてとか、職員の英知を結集してとかいう言葉をよく使われておりますし、私もそうだと思います。そういう岐阜県の市長会の、先ほども言いました2つと、もう1点は職員の皆さんの心境と熱意というものを大変心配するわけでございます。こんなことを進めていくと、メンタルヘルスのことも考えていかなくちゃならないような、さらに深く思うところでございますので、そういう3点のことからこの件に関しては反対をしたいと思います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鰐本君。

2番（鰐本規之君）

私は、今まで人事院勧告に従っての給料削減は反対をしてきました。その反対の理由は、有望な人材の確保に乏しくなる、また有能な人材がよそに移ってしまうであろうというようなことがありまして、給料の削減においては非常に反対をしてきた。ずうっとそういうふうにしてきました。

今回においても正直なことを言いますと、給料の削減ということだけをとれば反対だと思っております。また、今回においても国からの手法においては少し疑問符が湧くかと思っております。

ただ、復興財源という一つの特定の目的を持って出された今回の案なんですけれども、それは前政権、民主党政権の2年数カ月、3年近くによっての行政の過ち、はっきり言うと間違い等のために財源不足になったかと思っております。それで、選挙が行われて新しい政権になり、その新しい政権が物事をなそうという、一日も早く復興をしようというときに財源が足りない。やむなく一番やりやすいかもしれない、この手法は少し疑問符が湧くんですけれども、そこに持ってきたということに関しては確かに少し反対かなという気持ちもあります。けれども、それは永久的に給料が削減されるのではなく、一時的なものというふうに解釈をしております。私の思いとしては、一日も早く復興に協力すべきであろうという思いがある。また、職員の中にもそういう思いがあって、また市長さんも苦渋の選択ということ。職員の意見も聞きながら、今回の決断に至ったと思っております。そういう中を踏まえて考えますと、やむなしというところもあるかとは思いますが、一刻も早くこの日本を再建させるため、また東北のほうの復興をするために目的がある以上、それに賛同すべきと思ひ、賛成とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今回の国のやり方については、高田議員がいろいろ述べられたように、まさに地方分権の根幹を揺るがすやり方だと言わざるを得ません。職員給料の問題については、地方自治体が人事院勧告等を参考にしながらも独自に定めるものであります。そういった地方分権の根幹にまで国が土足で入り込むようなやり方を認めていけば、これからさらにそうした強権的なやり方がされてくる危険性が多分にあるというふうに思わざるを得ません。そういうことから、市長会としても問題があるということで決議をされ、それに基づいて国の要請には応じないという自治体も幾つか出てきているわけでありませう。

そういう中だけに、本巢市としても苦渋の選択ということであれば、苦渋の選択で国の言うとお

りにはならないよという方向での苦渋の選択をしてほしかったというふうに申し上げて、反対討論とします。

議長（後藤壽太郎君）

賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、高田議員、鶴飼議員の反対討論で、私も一定の理解をしております。

しかし、角度を変えて見ますと、本巢市が合併して10年になろうとして、一般会計も大体150億前後の予算を組む。まだまだひとり立ちできるような市であるのかなということ。地方分権ということはよくわかりますけど、まだまだひとり歩きしていないような本巢市かなと。そんなことを総合的に判断すると、どうしても地方交付税に頼っていかなきゃならん現状があるわけだし、しても同じこともわかりませんが、まだまだ我が市においてはそういうふうな点が交付税に頼るのが多いのではないかと。そんなようなことを総合的に判断しますと、どうしても今回はやむなしで私は削減も仕方ないということで賛成をしていきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第45号 本巢市職員の給与の臨時特例に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第46号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

本件につきましても、これが出てきた背景は先ほどの職員給与の削減と同じことですので、そういった背景のもとにやられることについては賛成いたしかねます。

先ほど申し上げましたので、これ以上申し上げることはないわけでありませけれども、そういうようなことで反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

〔挙手する者あり〕

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今回、市の職員の給料削減ということで、先ほどされたわけなんですけれども、当然こういう形になると。その前にいろいろと市長さんも市の職員等に意見を聞きながら苦渋の選択をされた。そういう中において、市の職員のみにつらい思いをさせるのはいかがかなというような思いの中から、みずからの身を削るという思いの中で出されたことだと思っております。個人的な意見とさせてもらうなら、非常に勇気ある決断であったなというふうに思っておりますので、賛成とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第46号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第47号 本巣市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第47号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおりに可決することに決定をしました。

日程第12 議案第48号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第48号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第48号 物品売買契約の締結についてでございます。

小・中学校情報機器について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第48号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第48号の補足説明をさせていただきます。

小・中学校情報機器の購入につきまして、株式会社中日AVシステムと契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、物品名でございます。これは表題にもございますように、小・中学校の情報機器。内訳としましては、パソコン、電子黒板、プリンター、その他ソフトウェア一式でございます。

納入場所といたしましては、市内の小・中学校及び真正分庁舎でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札で行っております。これは議案の概要の7ページのほうに入札執行一覧表を提出させていただきますが、12社の参加のもと実施したものでございます。

履行期限でございます。納期ですね。本年9月30日ということでございます。

契約金額につきましては、消費税を含みまして9,960万円ということでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）は、原案のとおり可決することに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。45分から再開をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時44分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第13 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、発議第4号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第4号については、提出者に説明を求めます。

12番 若原敏郎君。

12番(若原敏郎君)

発議第4号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

本巣市議会議員定数条例(平成16年本巣市条例第188号)の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。平成25年6月27日提出。提出者、本巣市議会議員 若原敏郎。賛成者、大西徳三郎議員、賛成者、上谷政明議員、賛成者、瀬川治男議員、賛成者、中村重光議員、賛成者、黒田芳弘議員。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

提案理由としましては、昨今の県内自治体の状況を鑑み、より厳しい条件のもと選出された少数精鋭による活発な議論が展開される議会を目指すため、現在の議員定数18人を2人削減し、16人に改めるものであります。

本巣市の今現在の人口は、平成25年5月末で3万5,755人、現在の議員数は18人です。現在、本巣市の議員1人当たりの人口は1,986人で、2,000人をわずかに切っております。仮に定数16人として、1人当たり2,235人になります。それで近隣の市町を見ますと、岐阜県の市21市の中では、本巣市以外で4市を除く16市が2,000人を超えています。また、合併しなくて町で残ったところは既に議員1人当たり1,000人以上となるような削減をしております。議員削減だけがベストとは言いませんが、市民の人口に見合った議員で活発な議論をして、市民の代表である任務を遂行することが我々の使命であると考えます。

3月議会においてこの議員定数条例は否決されましたが、理由は議場で述べられませんでした。大方は唐突に出されてもとか、議論の場がなかったからというようなことだったとお聞きしました。

そこで、今議会中に協議の場を持っていただくように申し入れましたが、9月に選挙を控えた我々議員には時間がない、議員削減を前提としたための協議には応じられないとのことでした。9月の改選があることからこそ我々議員任期のうちで身を切る定数削減をしていくべきではないでしょうか。新たに再選できた議員で議員定数削減とは道義的にはおかしいのではないのでしょうか。あえて今議会に提出させていただきました。以上が提案理由です。

本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

本巣市議会議員定数条例(平成16年本巣市条例第188号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するというものであります。以上です。

議長(後藤壽太郎君)

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 白井君。

5番(白井悦子君)

ただいまの提案に対しまして、3月の議会から現在3カ月余りあるわけなんです、再び全議員にそういうお話し合いもなく、今回同じような内容で提案されましたことにつきまして質問したいと思えます。

先ほど若原議員のほうから話し合いのことを要求したけれども、それが今回話し合いに至らなかったという点につきまして、やはりこの件につきましては全員でしっかり話し合うべき問題だと思いますので、さらにその話し合いができる状況の提案というのか申し出はされましたのかどうかということ、その話し合いの提案はいつごろ当局に話されたのかということをお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

お答えします。

3月の定例議会で中村議員から提出されまして、僅差で否決されたという経緯であります。それで今議会において、当初の議員運営委員会に諮っていただくように議長に文書をもって提出を、協議する場を開いていただくように申し出をしました。それで、私の聞いているところでは、議会運営委員会の中では先ほど申したような理由で場を設けないということでありました。それ以後、議運のほうに申し出があったことを報告するということでは言われました。私が聞きましたんですが、協議するということでは言われませんでした。それで、今議会に提出した理由は、先ほど私が述べたとおり、選挙が終わってから協議の場を設けてするのは身を切ることにはならない。やはり選挙の前に定数削減はしておくべきだと、そんな考えから今回提出させていただきました。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

一応経緯は了解いたしましたので検討します。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

7番 高橋君。

7番（高橋勝美君）

私、時間的なことで質問したいと思うんですが、前、21人から18人に変えたときに、この前の選挙でございますが、そのときに私は議会改革検討委員会に入っておりまして、それは当初平成20年6月の瀬川議長のとときに、今後定数削減を検討しようということで、それから12回検討委員会を持ちました。その間、いろいろなことがございましたが、最終的には平成20年12月議会で削減ということで提出していただきまして、1年9カ月後に選挙をやったわけでございますね、前の選挙は。ということで、提出されるならもっと早くなぜ提出されなかったかということをお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

早くと言われましても、今の3月議会に中村議員が提出されておりますので、この後になりますと9月直前になりますので、今回6月の議会になったわけでありませう。

今、高橋議員が言われたように、瀬川議長のときに議会改革検討委員会は確かにありました。それで、そのときに瀬川議長の意向では議員削減を含めてということで、定数削減を含めるということでした。しかし要請があったらと思って、そのときの改革検討委員会の委員長は高橋議員だと思っております。そのときにはなかなか議員削減のところまでは話が及ばず、その他の費用弁償とかそういうところの話が上がっていて、議員削減のところまで行かなかったと思うんですね。それで、本来ならば検討委員会の中でも最終的に18という定数が検討委員会の中で練られたわけじゃないに、ほかのところから出ていたと思うんですね。その当時、15とか16という意見も中にはあったかと私は聞いております。とりあえず18が妥当だろうというところで、そのときには18に決まった経緯だと私は記憶しております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、若原議員からの御回答いただいたんですが、私ども改革委員会では、他市の問題だとか、地域性の問題とか、そういうことも検討しながら、各連合自治会長さんとも御相談申し上げて、いろんな検討をさせていただいたんです。それで、最終的には中でいろいろ分かれた話になりましたもので、常任委員会の代表のほうへ全員協議会で持って上がって、常任委員会の代表さんに提案していただいた。そのときに若原議員も一緒に提案してもらったと思っておりますけれども、そのようなことで最終的にはそういうことで常任委員会等からも出していただいて、18人に決定させていただいたということがあるわけがございます。そういうような過程がございますもので、もうちょっと早くからこれは検討委員会にかけろべきじゃなかったかと、私はかように思っております。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 道下君。

9番（道下和茂君）

1点だけ提案者にお聞きいたします。

理由に、定数削減により議会が活性化するということがございますが、果たして定数削減で議会が活性化していくのか。また、人数が少なくなれば精鋭な議員がそろい、質が上がるのか。議員は選挙で選べるわけがございますが、その点につきましてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、果たして定数削減が少数精鋭で活発な議論につながるかという質問でございますが、今現在18名おるわけですが、合併してほぼ10年になるうというときに、一人一人の議員は各地域だけじゃなしに全市を把握しておらなければならないと。そんなことで、たとえ16名の議員になったとしても、守備範囲といえますか、18名でも同じ16名でもやっていけると、こんなことを思っております。

それから、私が試算的にやってみたんですが、本年度の議員報酬、期末手当、政務調査費の中から今現在議員にかかる費用が1人当たり1年間479万ほどなんです。

〔「そこまで聞いてないです」と呼ぶ者あり〕

はい、わかりました。そこまで聞いてないと言われや、それを含めて説明しようと思ったんですがやめます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

提案者に質問いたします。

自治体学会議員研究ネットワークというところで、こういった討論がなされております。先ほど提案者は少数精鋭でというような御発言をされましたが、先日、議会改革をめぐる勉強会で、合併後の議員定数削減により、委員会のことをお聞きいたします。1委員会の定数が6に当たる市の市議会議員から発言があった。ちょうど私どもの各委員会が6名でございますが、その議員によれば1委員会6人では結論が最初から見えてしまって、積極的な議論が成立しない。少なくとも7人以上の議員が各委員会に存在すべきであり、そのために報酬を多少減らしてでも定数を引き上げるべきだとのことだった。定数6の委員会構成では委員長が表決に加わらないので実質5人となり、討議が盛り上がり、審査でなく追認になってしまう可能性が高くなるようだ。常任委員会の定数は最低3人確保される必要がある。2人以下であれば、1人の委員長で1人が委員となり、議論が成立しない。委員の見解が委員会の見解となり、委員会の構成する意味がなくなる。3人の場合は争点をはっきり分かれる議案であれば、賛否がはっきりするので委員会内での議論が成立する。しかし賛否が分かれた場合は、常に委員長の判断となり、合議体の体をなさなくなる。4人の場合、委員長を除く3人の表決となり、見解が分かれた場合、委員長の表決なしで可決が可能となると。したがって、活発な討議を前提とする本来の委員での合議制の委員会制度を目指すなら、1委員会7人が妥当だというような報告がありますが、その点どのようにお考えですか。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今現在、3委員会では7名と言われると21人ですね。他市の中にもそれ以下のところがたくさんあります。その意見は、その委員会のその議会の判断であって、我々には独自の判断でいいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏝本君。

2番（鏝本規之君）

いろいろと今質問が出ておりますけれども、私も少し聞いてみたいなと思っております。

私も3月議会で中村議員が提出した後、どうしてかなという思いがありましたので、議長に対して定数削減を前提としない、これからの議会、人数、いろんなことに関して一遍勉強会を開いたらどうだということで提案をしました。提案をしたところ、少しここでは言いにくいことで没になりました。1人の意見かなということもありましたけれども、私は大いに勉強会をやるべきで、お互いの意見交換を大いにすべきであろうというのが本音でありました。その中において、私なりに一生懸命勉強をしてきました。また、ほかの議員も同じように勉強はされてきたかと思っております。

その中において、私としてはこの本巢市の人口3万六千有余ぐらいの人口であると。本巢市以外の市はということを考えてときに、基本的には市というのは5万人以上あって初めて市と言えるんですね。この3万云々というので市というのは、どこまで行っても特例ということで認められているということなんです。また、東京のほうにいろいろと行って、いろんな人と話をするときに、官僚等と話をするときには10万人前後の人口があるところを市として想定をしながらいろんなことを提案しているというふう聞いております。そういうことを含めると、本巢市は3万、3分の1ぐらいかなという気がするわけなんです。それじゃあ、うちと同じような人口、ちょっと調べてみました、私なりにね。岐阜県の中においては2万人を超える町と名乗っておるところが8件あるのかな。その中で揖斐川町は小選挙区制をとっておりますので、そのことは少し事情があって除いたほうがいいかと思っておりますけれども、残りの2万人を超える町の中では議員の数が非常に少ないんですね。10万人を超えているようなところは3万1,941人と言われる13名の養老町なんです。この3万1,941人のところで13名の議員ということなんです。うちとそんなに変わらないではないかなと。それを1人人口当たりで見ますと、先ほどの答弁でありましたように、議員1人当たりの人口ということでやってみますと、約2,400人を超える数になるかと思っております。いろんな意見の中で、活発な議論等ということが言われますけれども、それは議員がどのようにして発言するかということであって、個々個人個人の問題だろうと思っております。活発な議論がなされるかなされないかは、議員の質だと思っております。ただ、それを他の町のときで比べてみますと、大体10人ぐらいが多いんですけれども、その中で委員会が開かれたり何かしたときに、数が多くてもかぶることがあると思うんですね。そういうことも許される中で考えてみますと、この本巢市は今のところ

1,986名という形になっている。これを16名に仮にしたとしても2,200人強になるかと思っております。そうすると、隣の瑞穂市がちょうど市として国で認められている人口に近いかと思っております。たしか5万2,000人ぐらいじゃなかったかと思っております。そのところを比較してみますと、議員1人、あそこは19名かと思っておりますけれども、2,800人ぐらいになるかと思っております。その中で、この前もたまたま一般質問を傍聴してきましたけれども、非常に素晴らしい質問等がされておりました。感心をいたしました。そういうようなことを含めると、人数を削減することが結果として活発な議論につながるか否かということは、議員の質だと思っておりますけれども、市民感情から換算してみると、議員の1人当たりの人口数が他市と比べて本巢市は非常に低い。そういうことを鑑みると、16人でも少ないのではないかなという思いがしておりますけれども、どうして16人というふうの人数削減にしたのかなということについて、少しお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、鏝本議員の質問から言いますと、今例を挙げられた瑞穂市と養老町ですか、そこから考えるともっと下げよということなんですが、2,000人を超えるという基準で賛成の方といろいろ相談しまして、1人当たり1,900人を超えなきゃいかんということで、16名というふうに出させていただきました。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

いろんな人からの質問の中に人口意見の等々、また少数の人の意見等々も鑑みると、私の思いとしては16名にするにしても、現状のままにするにしても、本巢市は非常に南北に長いところなんです。そうすると、選挙のことだけを考えていけば、北のほうの人たちは人口が少ないということで非常にづらい思いをするであろうと。また、地域も広い割に人が少ない。その中において、いろんな人の意見を集約していかないといけないだろうという思いがするわけです。南のほうに来れば、人数は多いし、詰まったところに人がいっぱい住んでいるから、いろんな人の意見を聞くのにも割かし楽なわけなんです。そうすると、市民の人の意見を広く吸い上げて、この議会の中で持ち込もうとするとするならば、少しいろんなこと、議長もおられる前で非常に言いにくいんだけど、そういうことも踏まえた議論を私はみんなですべきではないかなという思いで提案をしたわけなんですけれども、時間がないというようなことと、削減をすることを前提にというような提案者の若原議員もそのような思いで提案をされたかと思うけれども、議運のほうで却下されたということで非常に残念には思っております。けれども、それぞれに思いがあって、勉強もされてきたかと思っております。前回と違って、今回は賛成にしても反対にしてもいろんな意見が若原議員に質問として出ておりますので、非常に今回の提案はよかったかなというふうに思っております。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

1点だけお聞きしたいと思うんですけど、今お聞きしていると、議員の立場からいろいろ考えられていると思うんですね。これだけ3月にも出されて、今回出された期間あると言えばあるんですけど、その間において我々は住民に選ばれた議員ですので、住民の意見というものを調査もされたと思うんですけど、その件についてお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

調査はしてありませんが、3月議会後、こういう市民の方も、新聞でも出ましたし、いろいろと興味を持っておられました。それで、市民の方にそのことを聞けば、私の聞いた限りでは自分の意見として持ってみえる方は削減すべきやろうなあと、こんなことをお聞きしました。それに興味のない方は現状維持でもいいかなと、こんなことも言ってみえましたが、ただ、少ないという意見はゼロでした。削減すべきだなというふうに同調される方は、意見として言われる方は削減というふうにお聞きしました。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

それでは、提案者、自席へどうぞ。

それではお諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

9番（道下和茂君）

それでは、定数削減に対します反対討論をさせていただきます。

まず、提案理由にあります県内の自治体の状況を鑑み、より厳しい条件のもと選出された少数精鋭による活発な議論が展開される議会を目指すためとございますが、果たして先ほども申しました

が、定数削減により議会が活性化するのか。また、人数が少なれば精鋭な議員がそろい、議員の質が上がるのか。議員は選挙で選ばれます。これは私が考えるに全く根拠がないと考えます。逆に人数が減ることで、競争がなくなり、資質が下がり、不活発となる懸念も大きいと考えます。全国市議長会の調査では、809市で人口5万人未満の平均議員数は1市当たり19人であります。決して本巣市の市議会議員定数が多過ぎるとは私は言えないと思います。また、行革を進めるために議会も身を削らなければならないなどと県内他市の人口と議員定数を単純に比較し、削減すべきという議論は議会の役割を後退させる懸念もございます。執行当局を防ぐのは議会しかございません。その役割を發揮し、市政の無駄を省き、いかに市民本位の市政を推し進め、議会の責務を遂行できるのかで私は判断するのではないかと考えます。本市は南北に長く、過疎地域から人口増加地域もございます。合併後、10年を迎えますが、まだまだ合併以前の考え方による地域間の連帯は十分でなく、一体感を熟成するにはまだ少し時間がかかるのではないかと考えております。私の出身の根尾地域では、合併に伴い、広大な面積の山林を守り、豊かな水源を守るためにも人々の生活ができる環境づくりが大切であるということから、合併時に議員数が減ることは民意が届きにくくなることから、10年間の期限限定で地域審議会を設けられましたが、その地域審議会も本年度で条例期限を迎えております。そうしたことを考えますと、定数削減は過疎地域の住民の声が届きにくくなるという観点から、今申し上げましたような以上の理由で議員定数削減には反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

3月に用意しておきました原稿を引用しながら賛成の立場で討論に参加をいたします。

もともとこの議案につきましては、3月の定例会にも提案がされ、議場においては何の反対討論もないまま反対票の強をもって否決されたところでございます。今回はその点におきましては活発な議論が展開されており、歓迎をするものでございます。

反対された各議員からはおのおのの市政報告の書面で、唐突な提案、議論がされていないとする統一された反対理由を述べられておりました。我々はその後も協議を重ね、その反省から議員定数についても勉強会、検討会を開催して、議会全体でいろんな意見を聞いて、その方向性を定めたいという思いからその開催をこの定例会早々に議長に申し入れをした次第でございます。

しかしながら、それも開催を見送られ、3月に反対された理由がよくわからなくなってきた現状でございました。3月の提案から3カ月が過ぎ、市民の皆さんの声を聞くことも十分にできたであろうし、議員おのおのが検討する時間も十分に経過をして、唐突な提案とはならないということから、再度相談をし、提案をさせていただいた次第でございます。私は40を過ぎたばかりの8年前、この市政に臨みました。3万5,000人から選ばれる精鋭たちで形成される議会だから、しっかり勉

強して先輩たちに負けないよう精いっぱい頑張っていこうという気持ちと、すごい方ばかりなので少し不安な思いもあつてのスタートでありました。しかしながら、この8年間、私が見てきたものは長い物には巻かれよ、臭いものにはふたをしよという姿、本来の二元代表制の原点はどこかへ忘れ去られてしまい、執行部ともなれ合い、監視機能が発揮されない議論のない議会の姿でありました。先ほど反対の討論でもありましたように、一部には広く市民の声を反映させるため多くの議員が必要ということもあるようでございますが、それならもっと積極的に意見を述べ、議論に参加すべきであり、そういう姿を市民が望んでいるということでもあります。私はこの9月の改選に当たり、より厳しい条件のもと戦い、選ばれた16人で市民のために活発な議論と議員活動が展開される議会になることを願い、この提案につきましては賛成とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

議員定数の問題につきましては、これまで本巢市でもそうでありますし、旧各町村においても、あるいは他市においてもそうでありますけれども、定数問題を議論するというのは少なくとも1年以上の時間をかけて慎重に論議を重ねた上で方向づけがなされるというのが一般的であります。

そうしたことから、3月議会に提出された案件については、やはりそれに合わないということで私は反対をいたしました。そういう状況の中で、さらにまた選挙を目前に控えた今、定数を云々するということについては、3月議会で否決されたという状況の中で新たに立候補しようという思いを持っている人も含めて定数18という前提のもとにいろいろ考えをされているだろうというふうに思います。そういうことを考えてみたときに、今の段階でやるというのはやっぱり一般的な道理に合わないのではないかというふうに思います。

あわせて議員定数の問題というふうに申し上げておりますが、今回、市政自民クラブのほうから申し入れが議長のほうにあったのは、議員定数削減の協議の場をつくってくれという話でありました。この問題が議運で提起され、意見を求められたときに私が申し上げたのは、定数削減を前提とするのではなくて、やるのであれば定数問題について協議をしたいということにすべきだということも申し上げました。先ほどいろんな意見もありましたように、定数については増という場合もありますし、マイナスという場合もあります。それぞれの功罪をきちんと検証しながら本巢市議会としてのあり方についてじっくりと全体議論をすべきだろうというふうに思います。今の段階でそれをやっていくということについては、非常に時間的な制約もあって困難という状況の中で、これを可決するということについては問題があるというふうに考えており、反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

10番 中村君。

10番(中村重光君)

3月の定例議会で提案をさせていただいた人間としては、まず賛成討論をさせていただきます。

今、若原議員が御提案をされて、活発な質疑が行われました。できれば3月の定例議会で皆さんからきょうあるべき姿を私に問いかけてほしかったなあというのが今の私の心境でございます。準備はしておりました。私は議員定数というものは、やはり市民のものだという基本的な考え方を持っています。皆様も御存じのように、昨日、国会議員の定数についても総理大臣の問責決議ということも含めて、廃案になってしまいました。これはやはり党利党略、個利個略ではないかなというふうに私は考えております。議員定数というのは、やはり当場所議員がおのこの責任を持って賛否を問う責任を負うということが私は重要な我々に課せられた義務、責任だというふうに考えております。以上です。

議長(後藤壽太郎君)

そのほかございませんか。

[挙手する者あり]

5番 臼井君。

5番(臼井悦子君)

検討会の申し出があって、それが受け入れられなかったということは大変残念に思いますが、やはり議員の定数につきましては、他市町との比較のみならず、当市の立地条件などを大いに検討し、前回21人から18人に減員した折にも1年かけての検討がされたということです。このことから定数検討会議を時間の許す範囲で検討していくべきことではないかと考えますので、今回の提案につきましては反対といたします。

[挙手する者あり]

議長(後藤壽太郎君)

2番 鏑本君。

2番(鏑本規之君)

今いろいろな賛成、反対の意見を聞いておりますと、どっちもどちかなというような思いはしております、正直なことを言いまして。賛成にしても反対にしても、それぞれの議員の思いがあったなされていることだろうとは思っております。

ただ、その論議の中に、市民の声というものが反映されていないように思っております。今回、若原議員が提案をされた。またその前の3月議会に提案をされた。仮にそれが唐突であろうと何であろうと、その間に3カ月という長き時間があったわけなんです。その間にいろいろな市会議員である以上、市政報告等、また市民との接触は多々あったかと思っております。当然自分が賛成に回ったなら賛成に回った気持ちを述べているだろうと思うし、反対に回ったなら反対に回った意見を述べておるだろうと思っております。それが市会議員の役目でもあるし、当たり前なことだと私は思っております。私も自分の考えを多くの人にお話をして、いろんな人に反対、賛成の意見を聞いて

ております。そういう中において、私の知る限り、議員削減、そのことにおいて前向きな人が多かったように思っております。また、他市においてもそういう議論をしております。たくさんの時間をかけて議論することが正しい結論になるのか否かは、それは内容と中身によります。今回18名から16名の削減提案がなされましたけれども、私はこれは市民の声だというふうに思っております。当然いろんな諸問題はあるかと思っております。考え方によっては少数精鋭という形をとるのか、もっとたくさんの議員をつくって議員を多くするべきという意見もあるかと思っておりますけれども、今回においては9月に選挙が行われます。そういうことを踏まえて、多くの市民の方に自分の考え、また議員定数のことも含めて訴えて、そして厳しい判断の中において議員のバッジをつけることが正しい選択ではないかと思っております。よって、18名から16名に削減することにおいては大いに賛成をしたいと思っております。個人的な思いとしては、確かに18名で選挙をするのか、16名で選挙をするのかにおいては、当選するということを目的とするなら当然18名のほうが多いかと思っておりますけれども、市民の声の代弁者という重い荷物を背負う以上、多くの声を厳しい目で選ばれた人がこの壇上に戻ってくることを私は願いたいと思っております。そういうことを思いますので、議員定数においてはもう少し削減のほうがいいかなという思いもありますけれども、16名という提案が出ておりますので、16名を賛成とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論をこれで終わります。

大変拮抗しておりますので、起立の方はきちっと起立を願いたいと思います。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。起立少数です。したがって、発議第4号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、否決することに決定をいたしました。

日程第14 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、発議第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第5号については、提出者に説明を求めます。

13番 瀬川治男君。

13番（瀬川治男君）

発議第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年本巢市条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び本巢市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成25年6月27日提出。提出者、瀬川治男。賛成者、上谷政明議員、同じく賛成者、村瀬明義議員。本巢市議会議長 後藤壽太郎様。

提案理由といたしまして、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、平成26年3月31日までの間、本巢市議会議員の報酬を削減するため、この条例を定めるものである。

本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年本巢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における議員報酬月額の特例）。4．平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、議長、副議長及び議員に対する議員報酬月額の支給に当たっては、第2条に定める議員報酬月額から、議員報酬月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附則、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上でございます。適切なる御判断をお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

提出者、自席へどうぞ。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

反対の立場で討論に参加をいたします。

最終日を迎えまして、今定例会を冷静に振り返ってみますと、早々に私どもが申し出た議員定数についての検討会は開催がされず、誰が提案したのかよくわからないこの議員報酬削減についての検討会は速やかに実施されたのか、いまだによく理解ができませんが、その協議の場で久々に多く

の議員さんの意見が聞けたことは大変よかったと思っております。

しかしながら、今回関連する職員給与と議員報酬は全く別の性格のものであり、他市町の仲間の議員から本巣市は議員報酬とはどんなものかよくわかっているのかと、どこかの官僚ではございませんが、田舎議会の傲慢と揶揄されそうで、とても心配をしております。私は、自身にうそはつかないよう反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、反対の討論が出ましたけれども、議員としては職員の給料削減に賛同をいたしました。その削減の仕方に問題はあるかと思っておりますけれども、そのことにおいてのみ込むところはみ込んで賛同をいたしました。そしてまた、市長及び三役の方たちの給料削減、報酬削減においても賛同をいたしました立場上、議員みずからも痛みをともに背負っていかうという思いがありますので、賛成とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

議員報酬の削減の問題につきましても、職員給与と同じように国から職員給与についての削減の要請といたしますか、命令といたしますかありまして、その一連の流れの中で国が、聞いたところによりますと、全国の議長会等の挨拶でも何とか下げてくれというような挨拶をされたという話を耳にいたしますが、いずれにしてもそういう形で国の一方的なやり方に基づいて結果的にはやったことになるという仕組みが非常に問題だろうと。今後の地方自治に禍根を残すものになるのではないかというふうに私は思わざるを得ません。報酬を上げる下げる、その以前の問題として、やはりそういったやり方については断固拒否すべきだという立場から反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

9番（道下和茂君）

国は地方分権のもとに地方に一層の行財政改革を求めていることは御承知のとおりでございます。また、地方も自助努力で行政改革を進めております。そんな中で、職員また特別職の給与もカット

し、またこれをカットしないと交付税の減額という問題も、利子の部分もございます。一律に給与を下げるということは、私も到底納得のいかない部分ではありますが、やはり国の厳しい財政状況や、また復興財源の確保のため、組織といたしましてはやむを得ない苦渋の選択かと思ひ、我々も職員が苦渋の選択をされた、そうした中で議会といたしましても同じ痛みを分かち合うのは当然であり、また震災復興の一日も早い復興を願うということであれば、当然議員報酬も削減すべきであると私は考えまして、削減に賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第15 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、発議第6号 慢性疲労症候群（CFS）患者の支援を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号については、提出者に説明を求めます。

3番 黒田芳弘君。

3番（黒田芳弘君）

それでは、ただいま議題となっております慢性疲労症候群（CFS）患者の支援を求める意見書について、提案説明を申し上げます。

慢性疲労症候群（CFS）とは、これまで健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、筋肉痛、脱力感や思考力の障害、抑鬱等の精神神経症状などが長期にわたって続くため、健全な社会生活が送れなくなるという病気であります。

これは1998年にアメリカの疾病対策センターにより報告が行われて以来、カナダ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、オーストラリアなど、世界中の国々においてこの病気の症例の存在が報告され、解明や診断、治療法の開発が進められておりますが、決定的な成果はいまだ得られておりません。

我が国においても91年に旧厚生省に調査研究班が発足し、研究が進められておりますが、客観的

な診断法がいまだに開発されていないため、定義が曖昧で診断は非常に困難であります。日本では人口の0.3%に当たる約38万人がこの病気にかかっていると推定をされておりますが、その方法が開発されておらず、原因不明で治療法も確立されていないため、病名から受ける誤解や偏見、診断、診療を行う医療機関も不足をしております。さらに病気そのものに対する認識不足から身体障害者手帳の取得も難しく、手帳を持っていない難病患者も福祉サービスが受けられるようになった障害者総合支援法においてもこのCFSは対象外であり、社会からの孤立にあえいでいる実態となっております。

県内の事例を御紹介いたしますと、可児市在住の患者である塚本明里さんは毎日自宅から40分の麻酔注射を打つため岐阜市に通い、麻酔が効いている午後のわずかな時間を柳ヶ瀬商店街活性化のため、ゆるキャラ「やなな」の広報担当ボランティアを務め、活動をしてきました。昨年には福祉難民である患者の救済を後押ししたい、患者の環境が整い、笑顔になってほしいとの思いから、岐阜県内を主とした患者会、笑顔の花びら集めたいを設立し、活動を続けております。こういった社会からの誤解や偏見を受けながらも、同疾患と闘う患者の治療体制確立に向け、地方側の意見の総意を図りたく、本議会からも国に対して支援を求める意見書を提出したいと願うものであります。

以上、この意見書に対します提案の趣旨説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第6号 慢性疲労症候群（CFS）患者の支援を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第16 発議第7号(上程・説明・質疑・討論・採決)

議長(後藤壽太郎君)

日程第16、発議第7号 敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号については、提出者に説明を求めます。

7番 高橋勝美君。

7番(高橋勝美君)

今、議題になっております発議について御説明を申し上げます。

発議第7号 敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書について。

敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書について、あとの意見書により発案する。平成25年6月27日。提出者、本巢市議会議員 高橋勝美。賛成者、村瀬明義、賛成者、大西徳三郎、賛成者、道下和茂。本巢市議会議長 後藤壽太郎殿。

敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書(案)。

平成24年9月に岐阜県原子力防災室が公開した放射性物質拡散シミュレーションの結果について(11月に追加補正版が出ましたが)では、岐阜県に最も近い敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際、本巢市でも避難勧告地域と同等となる外部被曝量が20ミリシーベルト/年を超える地域が生じることが明らかにされました。

敦賀発電所とほぼ同じ位置には美浜発電所があり、本巢市役所からは直線距離でそれぞれ約67キロ、また69キロであり、いずれの発電所でも原子力災害が起きても被害想定は変わらないものと考えられます。しかも、今般、原子力規制委員会は敦賀発電所の2号機の直下に活断層がある可能性が高いと判断を下されました。

一方、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)は、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して、平成24年6月に改正され公布された。同法律では、発電用原子炉の運転可能期間を原則として40年と定めている。現在は、国内では40年を経過している発電用原子炉は、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機、美浜発電所2号機の3基である。

よって国におかれては、この法の基本精神にのっとり、40年を経過した3基と原子力発電所の直下に活断層のある疑いが極めて高い、危険度が極めて高い敦賀発電所2号機の計4基を速やかに廃炉とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月27日、本巢市議会議長。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、経済産業大臣様、環境大臣様、内閣府特命担当大臣(原子力防災)様、内閣官房長官様。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

では、提出者に対して、少しお聞きをいたします。

この中に書かれている廃炉という文言なんですけれども、廃炉とはこの発電所そのものを壊すというのかな、更地にするとか、そういうようなことを廃炉とするのか。もしくは現状のまま、今現実には発電を行っていないんですが、このままの状況でいいのか。もしくはその中にある原子力棒というのかな、そういう燃料等をどこかに処分するのかというようなこと、どの部分に当たることを廃炉として述べておられるのか、お聞きをいたします。それを聞かないと、後の論議が続きますので、よろしくお聞きをいたします。

7番（高橋勝美君）

今の鏑本議員の御質問に対してお答え申し上げますが、廃炉といってもプルトニウムの核の原料を出さない限りは、あそこで現状のままに置いておいては事故があったときには大変なことになりますから、プルトニウムの処分も考えるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

それでは、またそのことについて、要するに原子力発電所の中にある核燃料、棒と言うんですけども、それをどこかに持っていくということが廃炉という言葉というふうで解釈して、1つお聞きをいたします。

まず第1に、核燃料をどこに持っていくのかということなんです。その核燃料を今の現状の中において、他の各施設も満タンのような気がするんですけども、そこに持っていったと、どこに持っていかは別としてですね。どこかに持っていったときに、そこに同じような災害が起きたときには、核燃料その他もろもろの被害がその地域のほうがひどくなるんじゃないかという心配をしておるわけです。そういうことを踏まえたときに、この日本国の中において核燃料をどこに持っていったら安全なのかということをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、核燃料の、今プルトニウムの処分場としては日本国ではありません。

2番（鏑本規之君）

なら、どうするんですか。

7番（高橋勝美君）

それは、とめていただいたものをどうするかということは今後の検討課題だと思います。

議長（後藤壽太郎君）

3回目ですよ。

2番（鏑本規之君）

質問を聞くのに3回もか。

議長（後藤壽太郎君）

あります。

2番（鏑本規之君）

あるの。

議長（後藤壽太郎君）

はい。

2番（鏑本規之君）

それなら続けて聞きます。

この廃炉のことに関してのみが3回なのか、全部で聞くことが3回なのか、まず聞いておきます。

議長（後藤壽太郎君）

全部で聞くことがです。

2番（鏑本規之君）

3回ということですね。

それじゃあ今からずっと聞いていきますので、答弁者の方においてはそのようなきちんとした答弁をしていただきたいと思います。

まず1点、今言われたように、日本国においては原子棒を処分するところもなければ、安全に保管するところもないわけなんです。その中において、それを今後の課題だと言われるとするなら、廃炉そのものを要求することがまず不可能ではないかという思いがしております。また、その中の提案の中において、敦賀の2号機の中には直下に活断層があるというふうに言っておられますけれども、これは原子力規制委員会の中の判断であって、大いに議論が分かれるところであります。

ただ、高橋議員が言われましたように、平成24年6月に法の改正が行われております。その改正の中のことを少し私なりに調べてみました。出したページが見てくれるとわかると思うんですけど、これが約3分の1です。この中に書かれていることを一つ一つ、重要なところだけを読み通していったんですけども、この中には今言われたように運転開始後、原則として40年と定めるとありますけれども、その下にどのような文言が書いてあるかということも聞かなければいけなかったかと思っておりますけれども、それは後の質問ができませんので私のほうで言うておきます。延長期間は20年を超えない期間であってという定めがあります。ということは、原子力規制委員会が判断をして直下にありますよということになれば、この20年間また延ばすことも原子力規制委員会で判断

ができるわけなんです。もっと露骨な言い方をすると、この法の改正の中には、原子力委員会の判断に委ねるとことが書かれてあります。ということは、廃炉にするかという定義は別として、その原子力発電所を稼働するか否かは、原子力規制委員会が法的には持っていますよということなんです。現実において、今全部の炉がとまっております。日本で1つだけ動いておるとしておりますけれども、動かなくすることも動くようにすることも国の方針ではなく、考えはあるかと思うんですけれども、その権限を有しておるのは原子力規制委員会というふうに定めがなされております。そういうことを踏まえたときに、片一方では活断層の可能性があると判断をしたということで廃炉にしろという要望が出されること自体、もう1点がおかしいではないかなという気がするんです。当然その権限を有する原子力規制委員会にこういう提案、提言をするなら大いに結構だと思っておりますけれども、時の総理大臣等に出すのは筋が違うのではないかなというふうな思いがしております。

それから、もしこの40年を経過したもの、またたまたま発案者においては原子力発電所そのものを全部廃炉とする意見であるとするなら、この40年というところはなしにして、全てのものを廃炉とするような提言のほうがよからうかというふうに思っております。そういうことを踏まえたときに、この原発そのものが結果として今の現状においては稼働しないんですね。稼働の権限を持っておるのは原子力規制委員会だというふうに法改正の中でうたわれていることを踏まえて、いま一度この提案理由の御説明をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

法律で運転期間ということで、第43条の3の31に発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、今お話がございましたように、当該発電期間、企業原子炉が設置の工事について最初に第43条の3の11番1項の検査に合格した日から起算して40年とするということですね。

それで、前項でこの40年が過ぎて20年使えるじゃないかというお話でございますが、これは前項の期間はその満了に際し、原子力規制委員会の許可を受けて1回に限り延長することができるということがうたっています。これは2項でございます。

3項が、前項の規定により、延長する期間は20年を超えない期間であっても、政令で定める期限を超えることができないということがうたっております。以上でございます。

それと、活断層の上にある問題においては、先ほどお話し上げたような規制委員会の判断であるということございまして、それと処分場の問題においては、今後これは国としても考えなければいけない状況でございますもんで、特に私ども意見書を述べさせていただいたのは、敦賀原発の近辺の問題に対して意見書を述べるということございまして、ほかのほうの自治体はどういうお考えかわかりませんが、私どもとしては敦賀原発の限定に対してお願いするということございまして、その点御理解いただきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

1点質問いたしますが、この敦賀原発、美浜原発につきまして、廃炉を速やかに求めるといったことにつきましては、当然今まで原子力発電に頼ってきた国の状況を考えますと、やはりこれからの電力不足に対するそれ相当の覚悟と申しますか、対策と申しますか、省エネや新エネルギーの推進について必要かと思いますが、その点についてはどのような思いでおられますか。

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今ほかの代替エネルギーを国のほうとしても考えられるという、問題は電力会社のものでございますが、この規制に関係して、あとどういう代替のエネルギーを考えるかは今後の問題ではないかと思いますが、回答になってないかわからんけど。

3番（黒田芳弘君）

自身が、省エネと時限についてどのような意識があるんでしょうか。

7番（高橋勝美君）

それは私もいろいろ東日本大震災の後、原子力発電所にかかわるものに関連の質問をこの本会議場で3回ほどやらせていただいておりますが、それで私も一番初めに太陽光発電を自分に補助金のないときに入れさせてもらって、そのデータもとったりしましたら、大変効率がいいもんですから、その後6月の議会で太陽光に対する補正予算をつけてもらったもんですから、今後、各家庭においてもコンセントの差し込みを長くするとか、それから深夜に洗濯機を回すとか、いろいろ節電は私のほうはやっております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今お考えは伺いましたが、今、本市においてもクールビズですよ。今この議場を見て、ほとんどの方が上着を着ております。そんなに寒いなら、もっと温度を上げて、もっと省エネに取り組むべきだと私は思うんですが、本当に速やかに廃炉を求めるということはこの今の日本という国に対しても、震災に遭われた東北に対しても、非常に重いものを私らも背負わなければならないと思うわけでありまして、このような状態ではそんな意見書を求めることは少しばかり本市としてはおこがましいと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

美浜原発第一発電所へ私は行ってきましたが、これは大阪万博のときにつくった発電所なんですよ。こんな古いものを、あれから大阪万博が過ぎてから四十五、六年たっておるわけですが、そういうものをいつまでも使っているということが私はおかしいと思いますから、なるべく早く廃炉してもらおうよということをお願いするわけでございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私は、新エネルギーと省エネルギーを推進しながら諸問題について解決をしながら、将来的に全部の原発を廃止する立場から反対の討論をいたします。

今回のこの意見書は、本市に近い敦賀、美浜の原発を速やかに廃炉とすることを求めていたものであります。現在の安倍政権の経済政策で目指す成長戦略では電気料金を抑制する必要から、原発の再稼働が必要との姿勢を鮮明にしております。本市が一番に尊重する国の動向、政府の方針であることを前段に申し上げ、その矛盾をまず1点指摘いたします。

それと、原発を立地する自治体では、それと引きかえに電源立地の交付金や原発関連の仕事でその財政、地域経済が成り立っていることは周知の事実でございます。原子力と水力の違いはあれ、私の地域でも奥美濃発電所の建設で、自治体の財政、地域経済が潤い、今もなお地域振興の恩恵を受けている現状、そうした地域住民のことも考えると、その対策についても触れるべきではないかと思っております。

そして、直ちに廃炉を求めるには、先ほども質問で申し上げましたように、同じ国民として相当の覚悟が必要と感じます。電力消費を抑えること、新エネルギーを推進すること、今までにも増して決死の覚悟が本当にあるのか。現在、そのためのクールビズが実施されておりますが、先ほども申し上げましたように、その覚悟が私には見えてきません。本市においては、この意見書を求めるには少し資格が足りないようなことを思い、今回は反対とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

原案に賛成の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、討論はこれで終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第7号 敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を速やかに求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成25年第3回本巣市議会定例会を閉会といたします。22日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員